

コラム 29—21 条要求の要点

第一次世界大戦後、わが国が中華民国に対して行った 21 箇条の要求は、5 つに分かれており、その要点は次の通りです。

- 第 1 号 「山東省に関する件」が 4 箇条：ドイツが山東省に持っていた権益を日本が継承すること等
- 第 2 号 「南満州及び東部内蒙古に関する件」が 7 箇条：関東州の租借権限と満鉄の権益権限を延長すること等
- 第 3 号 「製鉄公司に関する件」が 2 箇条：公司の日中合弁化と、鉱山の採掘権の専有等
- 第 4 号 「港湾島嶼不割譲の件」1 箇条：中国沿岸の港湾及び島嶼を他国に譲渡あるいは貸与しないこと
- 第 5 号 「厳秘を求めた希望条項」7 箇条：日本人を政治、財政、軍事の顧問に招聘すること等

袁世凱は、厳秘のはずの第 5 号もアメリカに示して、欧米列強の干渉を期待したが、列強に相手にされず、期待は裏切られました。